

## 第5章 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

### 第1 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実

#### 1 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進している。

##### (1) 研修・研究の推進

学校教職員が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進している。

##### ア 指導資料の作成

学校における人権教育に関する実践的な手引として、指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、都内公立学校の全教員等に配布している。

・令和4年度作成数：7万3,200部

##### イ 研修や研究活動の実施

区市町村教育委員会や学校との連携の下、教職員に対する研修を実施するとともに、東京都の実態に即した教育内容・方法の研究を行っている。

##### (2) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校を50校（小学校31校、中学校14校、義務教育学校1校、都立学校4校）設置した。人権尊重教育推進校では、「人権教育の視点」を設定し授業研究を行うなど、実践を通して人権教育の充実を図っている。

## 第2 生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育の充実

### 1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進

#### (1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

「考え議論する道徳」を実現する授業実践を公開する「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを、実施している。セミナーでは、東京都道徳教育推進委員の教師が授業を公開するとともに、「特別の教科 道徳」の指導方法の工夫や評価の考え方等について講義・協議を行い、参加者が「特別の教科 道徳」の在り方についての理解を深めている。

#### (2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

児童・生徒の豊かな心の育成に資する東京都独自の「東京都道徳教育教材集」を、都内全ての公立小・中学校等及び特別支援学校の全児童・生徒に配布し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図っている。

また、保護者向けリーフレットを作成・配布し、道徳教育の推進について保護者の啓発に取り組んでいる。

#### (3) 道徳授業地区公開講座の充実

道徳の時間の活性化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、都内全ての公立小・中学校等及び特別支援学校において、「道徳授業地区公開講座」を実施している。

##### ア 道徳授業地区公開講座の実施

令和4年度は、都内全ての公立小・中学校等1,914校（都立学校含む。）の全学級で道徳授業地区公開講座を実施した。

講座では、各学校が実施する道徳の授業を公開し、教員、保護者、地域住民による意見交換会を実施している。令和4年度は、保護者、学校評議員、健全育成関係者等約29.9万人が参加した。

##### イ 保護者向けビデオ資料（DVD）の活用

平成28年度に道徳授業地区公開講座の一層の充実を図るため、意見交換会で活用できるビデオ資料（DVD）を作成し、都内全公立小・中学校等に配布した。

ビデオ資料には、道徳教育や「特別の教科 道徳」に関する解説と子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることについて教員・保護者・地域住民がともに考えるために活用できるドラマ6本を収録している。

本ビデオ資料の活用を推進し、意見交換会の充実を図っている。

## 2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）

### (1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

（Ⅱ第1部第4章第1 91ページ参照）

## 3 環境保全に向けた取組の推進

### (1) 環境教育の推進（再掲）

（Ⅱ第1部第1章第2 70ページ参照）

## 4 子供を笑顔にするプロジェクト

### (1) 子供を笑顔にするプロジェクト

新型コロナウイルス感染症により、学校行事等、様々な制約のある学校生活を送ってきた子供たちに、「見る・聞く・触れる」多様な体験の機会を提供することにより、子供たちに笑顔になってもらい、前向きで充実した学校生活や豊かな感性の涵養につなげていく。

体験分野の例

	スポーツ	芸術	伝統文化	体験活動
校外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ観戦等</li> <li>・eスポーツ体験等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合文化祭鑑賞</li> <li>・演奏/美術/演劇鑑賞等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着物/金継ぎ/飴細工体験等</li> <li>・歌舞伎鑑賞等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験等</li> <li>・東京2020大会競技会場ツアー等</li> </ul>
校内活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリートによるスポーツ教室等</li> <li>・バラスポーツ体験等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マジック/演奏/美術/演劇鑑賞等</li> <li>・指揮者体験等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民俗芸能鑑賞等</li> <li>・染物体験等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームビルディングワークショップ等</li> <li>・サイエンスショー等</li> </ul>

令和4年度は、都内の公立学校（小中学校、高等学校、特別支援学校）を対象に様々な体験活動を実施した。

### 第3 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育の推進

#### 1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の着実な推進

##### (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

各学校において軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、教職員研修等を通し、全ての教職員が、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにしている。

##### (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

各学校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき「学校いじめ対策委員会」を組織し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりするほか、いじめ防止のための年間計画を定めるなどしている。

東京都教育委員会は、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」を通して、学校の取組の推進状況を明らかにするとともに、各学校が自校の取組の課題を明確にして、改善を図ることができるよう、平成30年度に「いじめ防止に係る取組の進捗状況を見える化するシート」を開発し、その活用を促進している。区市町村教育委員会等と連携し、課題の見られる学校等に対して個別に指導・助言を行うなどして、全ての学校で、いじめ防止のための組織的な取組が確実に行われるようにしている。

##### (3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進

児童・生徒がいじめを受けたとき、いじめを知ったとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すれば良いかを考えるきっかけとするとともに、携行しているスマートフォン等から24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」にアクセスして、いじめについて相談できるようにするため、いじめ等防止に関するスマートフォン用アプリケーションとウェブサイトを開発し、平成29年3月から運用を開始している。また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等について考える漫画形式教材を公開している。

##### 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」

こころ空模様チェック



相談機関にすぐに電話ができ、簡単なストレスチェックが可能

こころストーリー



いじめやSNSについて考える8本の漫画

#### (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

道徳の時間や学級活動等全ての教育活動を通じて、児童・生徒の規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等を育てている。

また、児童・生徒が、いじめを見て見ぬふりせず、自ら考え、子供たち同士で主体的に話し合い、いじめの解決に向けて行動できるようにするため、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動の計画的な実施や、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」の実施等いじめの未然防止に向けた児童会・生徒会等による自治的な取組を促すなどを通して、児童・生徒への指導の充実を図っている。

各学校では、都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえ、児童・生徒自身が「学校ルール」や「家庭ルール」の作成に関わることを通じて、SNSを利用する際のマナーを身に付けることができるようにしている。

#### (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

各学校において、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行うことができるように、学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定している。

各学校では、いじめ防止の取組の推進状況について、ふれあい月間「学校シート」等を活用した自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証しながら「学校いじめ防止基本方針」を改訂し、学校ホームページや学校便りへの掲載等を行い、学校の取組について周知・啓発している。

## 2 SOSの出し方に関する教育の推進

### (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、不安や悩みを把握するためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に不安や悩みを訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、全ての児童・生徒に適時、指導する。

オ 気になる様子が見られる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 支援が必要な児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

## (2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催

都内全公立学校における生活指導の一層の推進を目指し、都内全ての公立学校長が、都における自殺予防教育の推進等の健全育成上の課題について共通理解を図るとともに、その解決・改善に向けた校長のリーダーシップによる組織的な取組を推進するための方策について考えることができるようにする。

## (3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

自殺対策基本法の一部改正や「自殺総合対策大綱」の閣議決定を受け、学校における自殺予防教育を推進させるため、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を作成し、平成30年2月に都内全公立学校に配布するとともに、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けて、周知徹底を図っている。

# 3 教育相談の一層の充実

## (1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

詳細はⅢ第5章5 267ページ参照

### ア 電話相談、来所相談、メール相談及びSNS等教育相談

幼児から高校生相当年齢までの教育に関する相談（いじめ、友人関係、学校生活、家族関係など）を、子供や保護者から電話、来所、電子メール及びSNS等で受け付けている。電話相談の受付は次のとおり。

#### (ア) 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン（24時間対応）

・フリーダイヤル0120（53）8288

#### (イ) 高校進級・進路・入学相談

・03（3360）4175

### イ 学校等支援事業

#### (ア) 教職員等からの相談

(イ) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

(ウ) 都立学校教育相談担当者連絡会の実施

(エ) 区市町村教育相談主管課長連絡会、担当者連絡会の実施

## (2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の未然防止や解消に資するため、平成25年度から、全ての小学校、中学校、中等教育学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置している。

平成28年度から、全日制課程と定時制課程を併置する高等学校については、それぞれの課程に一人ずつ配置、昼夜間定時制課程の高等学校については、勤務日数を週2回に拡充、通信制課程の高等学校については、新たに配置するなどして、都立高等学校の生徒が、どの課程に在籍していても、スクールカウンセラーに相談できる体制を整備した。さらに、全ての配置校において、スクールカウンセラーの1年間の勤務日数を、これまでの35日から38日へと拡充した。

また、令和2年度において、区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校172校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間38日から76日に拡充した。

### ア 配置校数

令和4年度：2,142校（小学校1,274校、中学校622校、高等学校246校）

### イ 配置人数

令和4年度：1,538人

### ウ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回/年

### エ 職務

児童・生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助、カウンセリング等に関する情報収集等を行う。

小学校第5学年、中学校第1学年及び高等学校第1学年の児童・生徒に対して、全員面接を実施している。

## (3) シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置

令和元年度から、都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点的に配置するモデル事業を実施している。

令和4年度から、学校経営支援センター及び支所に配置し、都立学校におけるスクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する助言や学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示などの支援を行っている。

## (4) SNS等を活用した教育相談体制の確立

### ア 事業概要（令和4年度）

- (7) 実施日時 4月1日から通年（土日含む）、午後5時から午後10時  
 (f) 対象 都内在住又は在学の中中学生及び高校生（相当年齢）の子供本人  
 (g) 回線数 通常5回線 ※以下の期間は回線数増強  
 ① 第一期 4月4日から4月11日まで（8日間）

- ② 第二期 5月4日から5月8日まで（5日間）
- ③ 第三期 8月22日から9月11日まで（21日間）
- ④ 第四期 1月8日から1月15日まで（8日間）

イ 事業概要（令和3年度実績）

- 主な主訴
- ①情緒不安定（1,140件）
  - ②友人関係（945件）
  - ③家族関係（444件）

## 4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

### (1) 「学校サポートチーム」の機能強化

「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の一層の活用と機能強化を図り、児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域住民、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立している。

### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

区市町村教育委員会は、管下の小・中学校に在籍する児童・生徒を支援するため、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者等を選考し、学校に派遣するなどの方法により、スクールソーシャルワーカーを配置している。

東京都教育委員会は、本事業において、スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置に係る経費の補助を行っており（都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助））、区市町村の配置拡充に向けた支援の充実を図っている。

ア 配置区市町村

令和4年度：52区市町村（小・中学校）

イ 配置人数

令和4年度：304人

ウ 職務

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を行う。

### (3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通

報することにより、連携して対応できるようにする。

- イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

## 5 情報モラル教育の着実な推進（再掲）

### (1) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施（再掲）

（Ⅱ第1部第2章第3 79ページ参照）

### (2) SNS等の適正な使い方の啓発強化（再掲）

（Ⅱ第1部第2章第3 79ページ参照）

### (3) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（再掲）

（Ⅱ第1部第2章第3 79ページ参照）

## 第6章 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

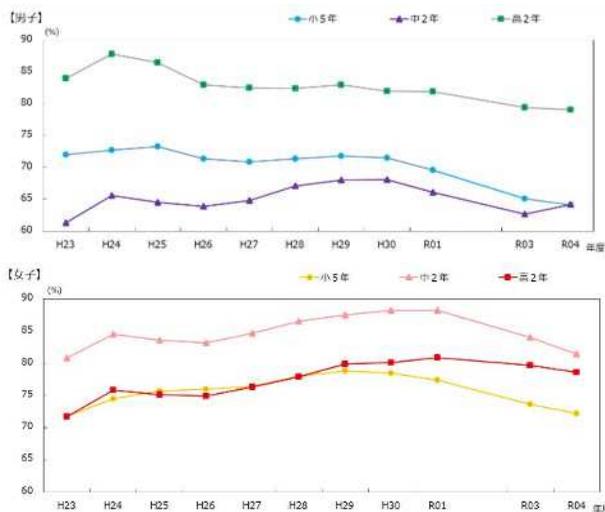
### 第1 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進

#### 1 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進

##### (1) 東京都統一体力テストの実施

平成23年度から、都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を実施している。毎年6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で、東京都全体で6月に体力テストを実施している。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、希望制により実施）

体力総合評価C以上（A+B+C）の割合の折れ線グラフ



##### (2) 体育健康教育推進校の指定

運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザイン

する資質や能力を育成するため、具体的取組を研究開発するとともに、成果を広く発信することを通して、体育健康教育の推進を図っている。

### (3) Tokyoスポーツライフ推進指定地区の指定

関係機関等との連携を踏まえ、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、運動習慣定着に資する具体的取組を研究開発するとともに、成果を広く発信することを通して、体育健康教育の推進を図る。

・令和4年度：10地区

### (4) エンジョイ・スポーツ・プロジェクト

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）を対象として、専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力を高めている。

・令和4年度：6校

## 2 運動部活動の推進

### (1) 部活動指導員の配置・活用

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

・令和4年度：都立学校185校884名

### (2) デジタル技術を活用した部活動の推進

デジタル技術等を活用して、トレーニングの効率化や、運動・スポーツの効果の「見える化」を図り、短時間で効果が得られる合理的な活用を推進し、運動部活動の質の向上を図る。

### (3) Sport-Science Promotion Club

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月東京都）にのっとり、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する「Sport-Science Promotion Club」を指定し、都立高校等運動部活動における一層の競技力向上を図る。

### (4) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援

中学校の部活動において、外部指導者を積極的に配置し、専門的な技術指導等による部活動の質の向上と教員の負担軽減を促進する。

(5) **地域運動部活動推進事業**

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

(6) **部活動の地域連携・地域移行**

ア 都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

イ 都立学校における部活動改革パイロット校

学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域スポーツ・芸術団体等との連携方法や、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に使用するための方法、円滑な教員等の兼職・兼業等について試行的に取り組み、東京都の実態に応じた地域クラブ活動としての在り方を検証する。

### 3 特別支援学校における取組の充実

(1) **障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実**

平成30年度から、全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定し、障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の充実を図るとともに障害者スポーツを通じた交流活動の充実を行っている。

(2) **運動部活動の振興**

都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の伸長を図っている。

## 第2 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進

### 1 健康教育の推進

#### (1) がん教育の推進

平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置し、有識者の意見を踏まえ、「がん教育リーフレット」を作成して全公立学校に配布している。また、がん教育における外部講師との連携体制の在り方について検討し、平成30年5月に、同協議会提言をまとめるなどして、学校におけるがん教育を推進している。

#### (2) 性教育の推進

学校における性教育は、学習指導要領に基づき、年間指導計画を作成し、児童・生徒の発達段階を踏まえ組織的・計画的に実施している。また、都教育委員会は、「性教育の手引」（平成31年）を全公立学校に作成・配布し、各学校における性教育の適切な実施を支援している。

### 2 アレルギー疾患対策の推進

#### (1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年度）等に基づいた各学校での取組が、円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできている。

#### (2) アレルギー疾患対応研修の実施

アレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭、アドレナリン自己注射薬携帯児童・生徒の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員や管理職を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施している。

・令和4年度研修実施状況：教職員 動画配信 4,005人、学校栄養職員 3回 798人

### 3 食育の推進

#### (1) 学校における食育の推進

##### ア 食育を推進する体制の整備

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、栄養教諭及び食育リーダー等を中心とした校内体制の整備について、調査等を行い、促進する。

##### イ 栄養教諭の配置拡大

平成20年度から、各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成25

年度からは複数配置を行い、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言を充実し、教科等間の連携を図りながら、「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の増加策を講じる。

・令和4年度：栄養教諭 76人

ウ 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校等においても、地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進している。

### 第3 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

#### 1 安全教育の推進

##### (1) 「安全教育プログラム」の作成および活用の推進

全ての児童・生徒に、危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）を推進するため、「安全教育プログラム」を作成し、都内公立学校の全ての教員に配布して、教育活動全体で総合的に取り組む安全教育を推進している。

##### (2) 「安全教育推進校」に係わる取組の実施

安全教育推進校を指定し、効果的な安全教育を実践的に研究し、その成果を他の学校に普及している。

・令和4年度：12校（幼稚園1園、小学校3校、中学校3校、高等学校4校、特別支援学校1校）を指定

##### (3) 関係機関と連携した安全教育の充実

生活文化スポーツ局都民安全推進部や警視庁と連携した交通安全教育に関する取組や、東京消防庁と連携した防災教育の取組など、関係機関と連携した安全教育の充実を推進している。

#### 2 防災教育の推進

##### (1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア 「防災ノート～災害と安全～」の作成・配布

総務局が作成し、各家庭に配布している防災ブック「東京防災」を、各家庭が適切に活用し、都内公立・国立・私立の全児童・生徒が、防災の備えや避難経路を確認する学習などを行うことができるよう、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を防災教育ポータルサイトにて配信し、学校と家庭が一体となった防災教育を実施している。

イ 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

###### ① 小学校及び中学1年生対象「行こう、学ぼう、防災体験」の実施

児童と生徒及びその保護者が、防災体験施設で様々な防災体験を行うとともに、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を図る。

・令和4年度：児童・生徒7,431人が参加

###### ② 中学校対象「避難所運営講座」の実施

外部委託した専門の講師による、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した避難所運営の基本的な知識や課題等に関する講義と、避難所に避難してくる年齢・性別などいろいろな人たちをイメージし、避難所の運営を考える避難所運営ゲーム（HUG）を実施している。

- ・令和4年度：22校が実施

## (2) 「防災士養成講座」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養や、地域減災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成している。

- ・令和4年度：生徒136人・教員36人が参加

## (3) 都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」の実施

全ての都立高等学校（全日制課程）等において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、生徒が自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や、他者や地域の安全を支える能力を育成している。

- ・令和4年度：都立高等学校等 187課程で実施

# 3 特別支援学校における安全教育の推進

## (1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

全ての都立特別支援学校において、避難が長期化したことを想定し、障害の状態や地域の実情等に応じた防災学習、備蓄品の利用体験、地域と連携した避難所運営などの訓練を、各校内において一泊二日で実施している。

## (2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

知的障害のある児童・生徒の通学時における安全確保のため、位置検索システム機器等の活用による実践研究の成果をまとめた指導資料を活用し、全ての都立特別支援学校の安全確保体制の構築を進めている。